

第6回大阪市公文書管理委員会議事要旨

1 日 時

平成26年8月8日(金)15時から

2 場 所

大阪市役所 地下1階第11会議室

3 出席者

【委員】

塩見昇委員長、上田健介委員、小林邦子委員、澤井実委員、澤村美賀委員、土谷喜輝委員、安竹貴彦委員

【事務局】

岸本 孝之	総務局行政部長
中川 航	総務局行政部文書担当課長
森山 文子	総務局行政部行政課長代理
遠藤 博文	公文書館長
今中 國雄	公文書館次席調査員

4 傍聴者

なし

5 議 題

・審議事項

- (1) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長(議長)が定める基準の改正について(諮問)
- (2) 特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法について
- (3) その他

6 議事要旨

- (1) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長(議長)が定める基準の改正について(諮問)

【事務局説明】

歴史公文書等の判定作業を進めるなかで、アーキビストから、現行の基準の項目では簿冊の内容を的確に反映しがたいものがあり、現行の項目で歴史公文書等と指定した場合、後年に判定経緯がわかりにくくなる可能性があるとの意見を受けたことを踏まえ、歴史公文書等とする意図を現在及び後世においても明確に把握していくため、項目の追加等基準の改正についてお諮りしたい。

【委員からの主な意見・質問】

委員から次のような意見・質問があったが、原案のとおり異議はない旨答申を得た。

- ・公文書館に引き継がれた簿冊の分類は、収集基準の項目と対応しているのか。

昭和63年の公文書館の開館以降、公文書館における簿冊の管理は、所属から引き継がれた簿冊の順番に配架番号を付けて行っており、平成23年度に新たに策定した現行の収集基準の項目ごとに分類して管理していません。

ただし、新しい収集基準に基づき、歴史公文書等の判定をした結果について一覧にした細目を作成しており、新基準策定以降、歴史公文書等の判定を受けたものについて分類して整理しています。

また、公文書館には特定歴史公文書等の利用請求目録を備え付けていますが、その中では本市の文書分類を書誌情報として有しており、それからの検索もできます。

- ・過去のを再整理というのは極めて困難な問題だと思うが、収集と、必要に応じて的確に検索をして提供するための維持管理という点で委員の皆さんからご意見があったと思う。より一層適切な収集と管理の方法を工夫してほしい。

(2) 特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法について

【事務局説明】

前回の委員会において、公文書管理条例第28条第1項に規定する歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定についての基本的な運用ルールについてご確認をいただいたが、今回の委員会では、公文書館に収蔵されている簿冊から具体の選別作業に入るに当たり、実際の簿冊の廃棄決定に係る事務手続の方法についてご審議いただきたい。

候補簿冊の選定方法について、まず、公文書館の調査員が廃棄の候補となる簿冊を抽出してリストを作成し、そのリストを基にアーキビストが意見を付与し、移管元所属に廃棄しても問題がないかどうかを確認した上で、委員会に廃棄が適正か否か諮問したい。

委員会においては、リストに記載されたもののうち、調査員、アーキビスト、移管元所属、全て廃棄が適当とした廃棄候補簿冊に対し、実際に簿冊の確認が必要と思われるものについて、委員会当日に会場で見せ、廃棄が適正か否かをご審議いただき、簿冊ごとに廃棄が適正かどうかをまとめて答申をいただきたい。なお、簿冊によっては現時点では廃棄が適当か決定するのは拙速だという性質のものは保留とし、後年に改めて判断をお願いしたい。

委員会から答申を受けた内容に基づき、本市において各簿冊について廃棄か保存かを決定してまいりたい。決定に当たっては、一つ一つの簿冊について丁寧に選別作業を行ってまいりたい。

【委員からの主な意見・質問】

委員から次のような意見・質問があったが、事務局案のとおり確認された。

- ・適用されるのは今公文書館に保有している文書に限られるのか。それとも、今後入ってくるものも適用されるのか。

例えば歴史的価値の有無の判断がなされずに収蔵されている旧永年保存文書など、これまで収蔵してきたものが中心にはなってくると思います。ただし、現行の新収集基準によって収集される簿

冊を始め、その他の簿冊であっても、時代の変化とともに文書分類で編集しているものの内容自体、あるいは事業のあり方そのものが変わる場合もあるため、今後入ってくるものでも場合によっては、年数がたてば歴史的価値が薄れるという議論も出てきようかと思えます。

・別紙1の2、(1)アの行政刊行物等として扱うことを決めた文書という、この決めるのは誰が決めることになるのか。委員会で行政刊行物として取り扱うのがふさわしいかどうかの判断をすることになるのか。

行政刊行物等として作成されたものであるか否か、(当該簿冊の内容や作成経過等から)公文書館調査員・アーキビスト・移管元所属の意見が一致し、明らかに判断できるにも関わらず、現在は、形式上公文書として取り扱われているものについて、行政刊行物等への取扱いの変更が妥当か否かについて最終委員会にお諮りさせていただきたい。

・調査員、アーキビスト、所属において行政刊行物化が妥当との意見のもので、委員会として引き続き特定歴史公文書等として取り扱うべきとの判断も可能なのか。

可能です。

・行政刊行物等と特定歴史公文書等とで、取扱いの違いは何か。

特定歴史公文書等として取り扱う場合は利用請求制度の対象となり、閲覧までに2週間の期間を要することになります。行政刊行物等は、本来広く周知するために作成されたものであるため、即時閲覧が可能となります。

・今検討していることの狙いは、多くの類のものが事実上歴史資料として収集されてしまっているということを前提にして、公文書館の書庫のスペースの問題等、物理的な問題も含めて、従来よりシビアに歴史資料のカテゴリーを絞り、積極的に除いていこうということにあるのか。それとも、歴史資料として取り扱われることがおかしいものをケース・バイ・ケースで外していくというレベルの話なのか。

今のところまだスペースはあるので、どちらかというとも歴史資料として取り扱われることがおかしいというものを除いていこうということになります。

・実際のところ、行政刊行物等が廃棄対象の中心となりそうなのか。

まずは、行政刊行物等から着手してまいりたい。また、現在並行して選定作業中ですが、行政刊行物以外にも、例えば、給付金の振込口座リストだけを綴った簿冊など、慎重にはあるものの、検討の俎上に載せて参りたいものもあります。

・提案された仕組みで廃棄に関する判断を委員会が行うとなると、実務的な部分を含んだ会議に変わることとなり、委員会自身の開催頻度や作業内容に関わってくるのではないかと。また、行政刊行物として取り扱うのは物理的に廃棄されるわけではなく、保存形態・利用形態が変わるだけであり、比較

的容易に判断できそうだと思うが、例示された口座リストについてはレベルが違う気がする。内容に踏み込んだものについて、委員会が最終的に判断権を持つことにためらいを覚える。

条例第28条第2項で「文書を廃棄するときはあらかじめ委員会の意見を聞かなければならない」との規定に基づいて、委員会としての担当事務に即してお諮りしたいと考えています。もちろん管理委員会としてご決定いただいた意見を基に、最終市が判断させていただくという形になりますし、アーキビストが持っている専門的な知識、経験などを生かして、内容について精査した上で出させていただきますので、それを踏まえてご意見をお聞かせいただきたい。

市民の財産である公文書の適正な管理、利用を図るとというのが一番大きな目的ですので、そのためには、本当に重要なものかどうかという一定の判断は必要と考えています。

(3) その他

【事務局説明】

- ・平成 26 年 4 月 1 日付けで公文書管理条例施行規則の様式を一部改正した。
- ・特定歴史公文書等の利用請求の方法として、電子申請による請求を開始した。
- ・平成 25 年度の特定歴史公文書等の利用請求点数について報告した。

質問・意見は特になく、事務局の報告について確認された。

7 会議資料

- (1) 議事次第
- (2) 座席表
- (3) 出席者名簿
- (4) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が定める基準の改正について（諮問）
- (5) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準の改正について（諮問）
- (6) 特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法
- (7) 運用ルールに基づく事務フロー
- (8) [別紙 1]大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール
- (9) [別紙 2]特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト
- (10) [別紙 3]大阪市公文書管理委員会規則
- (11) 利用決定通知書
- (12) 特定歴史公文書等の利用請求制度
- (13) 年度別特定歴史公文書利用請求点数

8 問合せ先

大阪市総務局行政部行政課文書グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

電話：06 - 6208 - 7433 ファックス：06 - 6229 - 1260